政令第三百七十五号

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十五条第五項において準用する内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「一人を」を「二人を」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二百三号」を「第二百四号」に改め、同条に次の一号を加える。

二百四　妊娠出産子育て支援交付金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七十七号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）

第一条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表第二十二条の三の項及び第七条第二項の表第二十二条の三の項を削る。

（地域保健法施行令の一部改正）

第二条　地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「（事業の報告）」に改め、同条中「法」を「厚生労働大臣は、法第十六条第二項の助言又は勧告をするため必要があると認めるときは、法」に、「は、厚生労働省令の定めるところにより、毎月の」を「に対し、」に、「事業成績を厚生労働大臣に報告しなければならない」を「事業の実施の状況に関する報告を求めることができる」に改める。

第十一条中「第二十一条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

第十二条中「第二十二条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十一条第二項第二号」を「第二十四条第二項第二号」に改める。

（予防接種法施行令の一部改正）

第三条　予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第二項第十二号」を「第二条第二項第十三号」に改める。

第三条の前の見出し及び同条から第四条までを削り、第二条を第四条とする。

第一条の三第二項中「法第五条第一項の規定による予防接種」及び「同項の規定による予防接種」を「定期の予防接種」に、「同項の政令」を「法第五条第一項の政令」に改め、同条を第三条とする。

第一条の二中「第二条第三項第二号」を「第二条第三項第三号」に改め、同条を第二条とする。

第五条中「法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による予防接種」を「定期の予防接種等」に改める。

第六条中「法第五条第一項の規定による予防接種」を「定期の予防接種」に、「当該予防接種」を「当該定期の予防接種」に改める。

第六条の二を削る。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

第十条及び第十一条の見出し中「定期の予防接種等」の下に「又はB類疾病に係る臨時の予防接種」を加える。

第十二条の見出し中「定期の予防接種等」の下に「又はB類疾病に係る臨時の予防接種」を加え、同条第二項第一号中「第二条第五項に規定する」を「第九条第一項に規定する特定B類疾病に係る」に、「法第六条第三項に係るものに限る。以下「第三項臨時予防接種」を「以下「特定B類疾病臨時予防接種」に改める。

第十三条の見出し中「定期の予防接種等」の下に「又はB類疾病に係る臨時の予防接種」を加え、同条第二項第一号中「第三項臨時予防接種」を「特定B類疾病臨時予防接種」に改める。

第十四条の見出し中「定期の予防接種等」の下に「又はB類疾病に係る臨時の予防接種」を加え、同条中「A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付」を「予防接種に係る年金たる給付」に改める。

第十五条の見出し中「定期の予防接種等」の下に「又はB類疾病に係る臨時の予防接種」を加える。

第十六条の見出し中「定期の予防接種等」の下に「又はB類疾病に係る臨時の予防接種」を加え、同条中「A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付」を「予防接種に係る年金たる給付」に改める。

第十七条第二項第一号中「第三項臨時予防接種」を「特定B類疾病臨時予防接種」に改める。

第十八条の見出し中「定期の予防接種等」の下に「又はB類疾病に係る臨時の予防接種」を加える。

第三十一条第二項第一号中「第六条第三項」を「第六条第二項」に改める。